

# 廃棄物が地下にある土地の指定について

## 1 廃棄物処理法に基づく土地の指定の概要

- 知事は、廃棄物が地下にある土地を指定し、指定区域の台帳を整備することとされています。
- 指定区域内において土地の形質を変更しようとする者は、事前に知事に届出を行う必要があります。  
土地の形質の変更: 土地の形状又は性質の変更, 宅地造成・土地の掘削・工作物の設置・開墾等  
届出の期限: 工事等着手の30日前まで (軽易な行為等の一定の行為は届出不要の場合あり)

## 2 目的

廃止された最終処分場は安定的な状態ですが、土地の掘削等が行われた場合、ガスや汚水の発生等、生活環境への支障が生じるおそれがあります。こうした事態を未然に防ぐことを目的とした制度です。

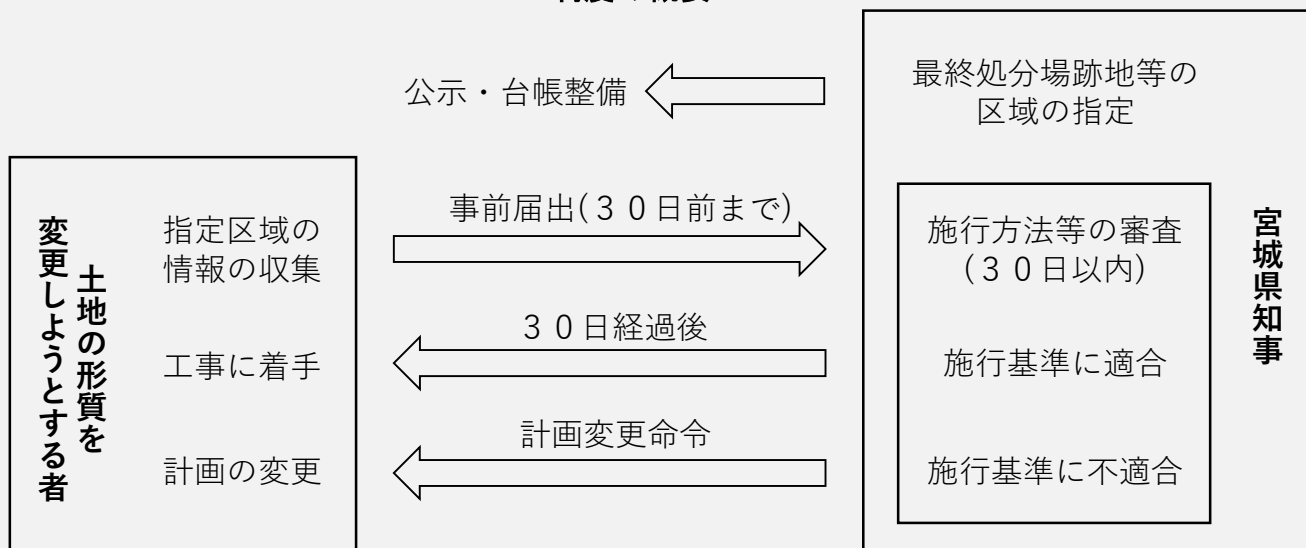
## 3 指定区域となる土地

- (1) 昭和49年の法施行後に廃止された廃棄物の最終処分場及び埋立を完了した廃棄物の埋立地
- (2) 法に基づく措置命令又は行政代執行等に基づき遮水工封じ込め措置等がとられた不法投棄地

## 4 宅地建物取引業法における注意事項

宅地建物取引業者が指定区域である土地の取引を行う場合は、宅地建物取引業法第35条第1項の規定により、取引しようとする土地が指定区域に当たること等を、取引の相手方に説明する必要があります。

### 制度の概要



詳細については、裏面の土地の所在地を管轄する窓口までお問い合わせください。

◎ 問い合わせ先窓口一覧

担当公所	郵便番号・住所	電話	所管区域
仙南保健所 (仙南保健福祉事務所) 環境衛生部環境廃棄物班	989-1243 大河原町字南129-1 (大河原合同庁舎内)	0224-53-3118	白石市、角田市、蔵王町、 七ヶ宿町、大河原町、 村田町、柴田町、川崎町、 丸森町
塩釜保健所 (仙台保健福祉事務所) 環境衛生部環境廃棄物班	985-0003 塩釜市北浜4-8-15	022-363-5501	塩竈市、多賀城市、 富谷市、松島町、 七ヶ浜町、利府町、 大和町、大郷町、大衡村
塩釜保健所岩沼支所 (仙台保健福祉事務所岩沼支所) 環境廃棄物班	989-2432 岩沼市中央3-1-18	0223-22-6295	名取市、岩沼市、亶理町、 山元町
大崎保健所 (北部保健福祉事務所) 環境衛生部環境廃棄物班	989-6117 大崎市古川旭4-1-1 (大崎合同庁舎内)	0229-91-0711	栗原市、大崎市、色麻町、 加美町、涌谷町、美里町
石巻保健所 (東部保健福祉事務所) 環境衛生部環境廃棄物班	986-0850 石巻市あゆみ野5-7 (石巻合同庁舎内)	0225-95-1447	石巻市、登米市、 東松島市、女川町
気仙沼保健所 (気仙沼保健福祉事務所) 環境衛生部環境廃棄物班	988-0066 気仙沼市東新城3-3-3	0226-22-5127	気仙沼市、南三陸町
環境生活部 廃棄物対策課施設班	980-8570 仙台市青葉区本町3-8-1 (行政庁舎13階)	022-211-2648	

◎ 仙台市内については、仙台市へお問い合わせください。

仙台市環境局廃棄物事業部事業ごみ減量課 施設係 022-214-8236  
仙台市青葉区二日町6-12 二日町第二庁舎2階